

[憲法・統治]

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

国会議員であるAは、与党である甲党の若手議員である。他方、フリー記者であるBは、Aに対して批判的な内容の報道記事を書くことが多かった。

令和×年×月×日、Bは、Aについて不正献金を受け取っている疑惑があるという内容の報道記事を書いた（以下、「本件報道」という。）。本件報道は週刊誌等を通じ、世間に知られることとなった。

これについてAは、令和×年○月○日、第○○回国会衆議院内閣委員会における質疑において、他党の議員から「本件報道の内容は事実なのか。」との質問に対して、「全くの事実無根である。デマを流布して金を稼ぐBのような似非ジャーナリストには辟易している。何の根拠もなく私を貶めようとする人間は、某国のスパイか何かであろう。」との発言（以下、「本件発言」という。）をした。

また、Aは、動画投稿サイトである「PigPork」（以下、「本件投稿サイト」という。）内に開設した自身のチャンネル（Aは、本件投稿サイトへの動画投稿による広告収入を自身の政治活動の資金にしている。）において、自分が本件発言をしている映像（同映像そのものは衆議院で正式に公開されている映像である。）の右下隅に、編集によってBの写真を貼り付け、その写真の下に「デマの根源」、「こいつが売国奴」との文字が表示される内容の動画を作成して投稿・公開（以下、「本件投稿」という。）した。

〔設問〕

上記の事例を前提に、Bが、自身の名誉を毀損されたとして、A又は国に対して、以下の小問の措置をした場合の憲法上の問題点について論ぜよ。なお、名誉毀損の成否については論じなくて良い。

1 小問（1）（配点：15点）

Bが、本件発言を理由に、Aに対して損害賠償を求めて訴訟提起した場合

2 小問（2）（配点：15点）

Bが、本件投稿を理由に、Aに対して損害賠償を求めて訴訟提起した場合

3 小問（3）（配点：15点）

Bが、本件発言を理由に、国に対して損害賠償を求めて訴訟提起した場合

4 小問（4）（配点：5点）

Bが、本件投稿を理由に、国に対して損害賠償を求めて訴訟提起した場合

以上

	小計	配点	得点
小問(1)	[15]		
問題提起		2	
憲法第51条に関する指摘		2	
「議院で行つた」の解釈及びあてはめ		2	
「演説、討論又は表決」の解釈及びあてはめ		2	
免責特権の効果に対する言及、あてはめ		2	
結論		2	
裁量点		3	
小問(2)	[15]		
問題提起		2	
「議院で行つた」の解釈		2	
本件投稿の中に、院内での発言が含まれていることへの言及		3	
規範定立・あてはめ		3	
結論		2	
裁量点		3	
小問(3)	[15]		
問題提起		2	
規範定立		3	
最判平成9.9.9への言及		2	
あてはめ		3	
結論		2	
裁量点		3	
小問(4)	[5]		
問題提起		1	
「その職務を行うについて」の解釈、規範定立		2	
あてはめ		1	
結論		1	
合計		50	

第1 小問（1）

1 Aは国会議員であるところ、憲法第51条（以下、「憲法」）は省略する。に定める免責特権を有するから、Bからの損害賠償請求については、同権利の適用が問題となる。

2 第51条は、議員の職務執行の自由を保障することを趣旨とするから、「議院で行つた」とは本会議や委員会の他、地方で開かれる各議院の委員会主催の公聴会も含まれる。

本件発言は、第〇〇回国会衆議院内閣委員会内で行われたものであるから、「議院で行つた」に当たる。

3 次に、「演説、討論又は表決」とは、議員の職務執行の自由保障の観点から広く解すべきであるから、厳密な意味での演説、討論又は表決に限られるものではなく、議員が国会で行う意見表明や職務付随行為まで及ぶものと考える。

この点、本件発言は、他党議員からの本件報道の真偽に関する質問に対する回答の一環としてなされたものであるから、「演説、討論又は表決」に当たる。

4 以上の通り、本件各発言については第51条の要件を満たす。

この点、「院外で責任を問はれない。」とは、民事・刑事のいかなる責任も負わないことを意味する。そのため、Bが訴訟提起をしたとしても、Aは本件発言について何ら法的責任を負わない。

5 なお、Aによる本件各発言は、公務員である国会議員の職務上の行為であるから、国家賠償請求の対象であって公務員個人は責

任を負わず、免責特権の適用を検討するまでもないとする見解もあるが、結論は上記と同様である。

第2 小問（2）

1 Bが、本件投稿を理由にAに訴訟提起した場合にも、免責特権の適用があるかが問題となる。

2 この点、本件投稿サイトへの投稿は「議院で行つた」ものではないため、免責特権の対象とはならないよう思える。しかしながら、国会議員が議院内で行った質疑等は、通常公開されるものである（第57条）し、公開の議事録にも掲載されるものであるところ、議院内の発言を外部に引用した場合まで免責特権の対象から外すことは、免責特権の趣旨を没却する。他方、免責特権が及ぶのは議院内で行った発言等のみであるから、議院内の発言等をそのまま外部で引用する場合については別として、当該発言等に新たな発言等を付加し、別個の発言等になったものと評価できるような場合には、免責特権の保護が及ばないものと解する。

3 本問についてみると、本件投稿は、本件発言の映像に対して、Bを特定し得る写真と、本件発言に含まれない批判的なコメントが新たに付された動画によってなされているから、議院内の発言をそのまま引用するものではなく、写真やコメントの付加によって本件発言と別個の発言等になったものと評価できる。

4 よって、本件投稿は免責特権の対象外であると解する。なお前記した公務員の個人責任を否定する見解を前提にしても、同投稿

行為は公務員としての行動ではないため、免責されない。

以上より、Aは、本件投稿については、Bに対して損害賠償責任を負う可能性がある。

第3 小問（3）

- 1 Bは、本件発言について、国に対して国家賠償請求できるか。
- 2 この点、国会賠償請求においては直接的には免責特権は問題とならないものの、安易にかかる請求を認めることは、国会議員の自由闊達な演説や討論を委縮させることになり得るため、同場面においても、第51条の趣旨については鑑みなくてはならない。

他方、免責特権は、国会議員が全国民の代表（第43条参照）として、院内での演説や討論を行うことを前提に、そのような活動を保護すべく認められるものであるから、国会議員がその職務を離れて、特定の個人などを攻撃する趣旨で発言を行った場合にまで上記のような配慮を及ぼす必要はないものと考える。

- 3 したがって、国会議員の発言については、当該国会議員がその職務とはかわりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、或いは虚偽であることを知りながらあえてその事実を適示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情がある場合に限り、国家賠償法（以下、「国賠法」という。）第1条第1項の違法と評価しうるものと解する。

- 4 本問についてみると、本件発言は、本件報道の真偽に関する他

党議員からの質問に対する回答としてなされており、発言中にBに対する攻撃的な表現が含まれてはいるものの、本件報道が真実ではないことを表現する一環としてなされたものであるから、殊更、国会議員としての権限の趣旨に明らかに背いたものであるといえるような特別な事情までは認めることができない。

- 5 よって、本件発言は国賠法第1条第1項の「違法に」の要件を満たさないため、Bからの本件発言を理由とする国家賠償請求について、国は責任を負わない。

第4 小問（4）

- 1 Bは、本件投稿について、国に対して国家賠償請求できるか。
- 2 この点、「その職務を行うについて」（国賠法第1条第1項）については、被害者救済の観点から、加害行為が客観的に職務行為の外形を備えていれば足りると解する。

しかしながら、本件投稿は、本件投稿サイト上の自身のチャンネルに対して行われたもので議員としての公的な活動ではなく、本件投稿サイトからの収益がAの政治的資金獲得に資するものであることにも鑑みると、純粹なAの私的行為であることは外形的に明白であるから、「その職務を行うについて」に当たらない。

- 3 よって、Bからの本件投稿を理由とする国家賠償請求について、国は責任を負わない。

以上

<明大法曹会予備試験答練 憲法（統治） 解説レジュメ>

第1 出題の趣旨

本問は、直近の裁判例である東京地判令和6年4月23日をモデルにしつつ、憲法第51条の定める議員の免責特権に関する知識及び重要判例である院内発言名譽毀損最高裁判決（最判平成9年9月9日民集51巻8号3850頁）に関する知識についても問うものである。

元来、議員の免責特権は、古典的な権力分立観を背景に、国王や議会多数派からの干渉を排除し、議会内少数派の発言権を保障しようとする意図の下で、主にイギリス法などの西欧諸国で歴史的に生成してきたものであるが、本問のような場面でどこまで免責特権の恩恵を与える必要があるのかについても考えて欲しい。

なお、予備試験の論述式試験において統治分野の出題可能性は低いと思われるが、逐一で必要な知識にも関係するため、本問を通じて、統治分野への知識を得て欲しいという意図で出題している。

第2 小問（1）

1 問題点

憲法第51条は、「両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」と定めている。

同規定の目的は、議員の職務執行の自由を保障することにあるとされ、Bが本件発言を理由に、Aに対して損害賠償を求めて提訴した場合の請求の可否は、まさに免責特権の適用があるか否かという問題に帰着するので、各要件を丁寧に検討して回答すれば足りる。

2 要件

まず、憲法第51条にいう「議院」とは、本会議、委員会の他、国会議事堂を離れて地方で開かれる各議院の委員会主催の公聴会も含むものと一般に解釈されているところ、本件発言は、衆議院内閣委員会における質疑中の発言であるから、特に問題なくこれに含まれるであろう。

また、「演説、討論又は表決」については、厳密な意味の「演説、討論又は表決」に限定されず、議員の国会における意見の表明とみられる行為や職務行為に付随する行為にも及ぶものと解されている（後掲芦部292頁）。本件発言も、他党の議員からの質問に対する応答であるから、これに含まれるものと解して良い。

3 結論

上記の通りに解釈とあてはめを行っていくと、Aの本件発言については免責特権の適用があると考えるのが自然であると思う。

この点、免責特権の効果は「院外で責任を問はれない。」ことである。この「責任」

[テキストを入力]

については、民事・刑事のみならず弁護士等の懲戒責任も含まれると解されており、これらについて絶対的な免責が及び議員個人はいかなる法的責任も負わないものと解釈されている。

従って、Aの本件発言について免責特権の適用を認めた場合、これについてのBによる損害賠償請求は認められることとなる。

4 最判平成9年9月9日民集51巻8号3850頁

これについて、判例（最判平成9年9月9日民集51巻8号3850頁）の立場は、上記とやや異なるものであることに留意する必要がある。

同事件は、当時衆議院議員であったYが、衆議院社会労働委員会で行った発言について、これに関わる質疑の中である病院の院長の名誉が毀損され、結果として自殺に追い込まれたという事件で、同院長の妻であるXが国及びYに対して損害賠償請求を求めたものである。

同判決の第一審及び控訴審は、免責特権を理由にY個人の責任を否定しているが、最高裁判決は「仮に本件発言がYの故意または過失による違法な行為であるとしても、国が賠償責任を負うことがあるのは格別、公務員であるY個人はXに対してその責任を負わないと解すべきである。」、「したがって、本件発言が憲法第51条に規定する『演説、討論又は表決』に該当するかどうかを論ずるまでもなく、XのTに対する本訴請求は理由が無い。」と判示している。

同判示から分かる通り、最高裁は同案件を国賠法の枠組みの中で処理しており、憲法第51条の適用の有無について触れていない（なお、公務員の個人責任を否認する判例法理については、最判昭30.4.19や最判昭53.10.20）等を参照されたい。）。

この点については判例の知識として知っておいて欲しい。なお、本問の採点に関しては、同判例のような論述の方向でも内容に応じて、免責特権を論じた答案と同じ様に加点する予定である。

第3 小問（2）

1 問題点

Bが本件投稿を理由に、Aに対して損害賠償を求めて提訴した場合については、小問（1）と異なり、「議員で行つた」要件に当てはまるかどうかが問題となる。

この点、当該投稿行為自体は「議院で行つた」ものでは無い為、免責特権の対象外と考えるのが自然である。しかしながら、国会議員が議院内で行った質疑等は、公開され（憲法第57条第2項）、場合によっては放送されることもあり、現に、本問でAが作成した動画の基になっている映像は、衆議院から公開されているものである。また、発言内容は公開の議事録にも残る。そのように公開されている映像を、そのまま外部で引用した場合に名誉毀損等が生ずるというのでは、免責特権の趣旨を没却しかねないとも考えらえる。

[テキストを入力]

2 東京地判令和6年4月23日（LEX/DB25613000）

これについて、本問がモデルとした東京地判令和6年4月23日事件は、被告である議員Yが、委員会の質疑中に行った発言を動画で撮影し、これに原告であるユーチューバーXの顔写真と、同人が作成したボードに大きく赤で×をつけた写真を表示したもの（以下の判例では「本件写真」。）を付加して、自身のユーチューブチャンネルに投稿したという事案である。

Xは、上記動画投稿行為が名誉毀損に該当するとして、Yに対して損害賠償を求めて提訴した。これに対してYは、当該動画は、若干の編集を加えてはいるものの基本的に議会での質疑の状況を後悔したものであるから憲法51条の適用がある旨を述べて争った。

上記について裁判所は、「憲法51条の趣旨は、国会における言論の自由を最大限に保障し、国会議員がその職務を行うに当たり発言の制約を受けるようことがないようにするものと解される。そして、同趣旨に加え、両議院の会議の公開を定める同法57条にも鑑みると、国会議員が国会における自身の発言をそのまま員外で公表する行為も、『院外で責任を問はれない。』という同法51条による免責の対象となり得るものと考えられる。」（中略）「しかし、本件写真は、本件質疑においては用いられておらず、被告が本件質疑の状況を本件動画で公開する際に新たに付け加えたもので（中略）本件質疑には表れていない内容を含むものということができる。」「以上によれば、本件動画における被告発言1と本件写真は、本件質疑の内容をそのまま院外で公表したものとみることはできず、憲法51条の免責の対象とならない。」と判示している。

3 結論

上記の裁判例を参考にすると、本件発言をそのまま動画として公開された場合には、憲法51条や、同法57条の趣旨から、免責特権が認められるが、新たな表現などが付加されている場合には、免責特権の適用の対象外となると考えるべきであろう。

本件投稿には付加部分があるため、これをどのように評価するかによって免責の対象になるか否かが変わるものと思われる。

第4 小問（3）

1 問題点

本小問では、Aが本件発言を行ったことについて、Bが国に対して国家賠償請求を求めることが可能かどうかを検討しなければならない。

この点、立法に関する国家賠償請求について、最判昭60.11.21 在宅投票制度廃止事件上告審が、「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではなく、国会議員の立法行為そのものは、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法行為を行うというごとき、容易に想定し得ないような例外的な場合でない限り、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違

[テキストを入力]

法の評価を受けないものといわなければならぬ。」と判示していることを思い出して欲しい。

当該判例は、立法の場面に関するもので、本件はその立法の過程での問題であるから、場面自体は異なっている。しかしながら、立法の場面と同様に、立法の過程たる国会での発言等についても、特別な配慮が求められることは、この判示からも予想することができるところである。

2 最判平成9年9月9日民集51巻8号3850頁

この点、上述した最判平成9年9月9日民集51巻8号3850頁は、「質疑等においてどのような問題を取り上げ、どのような形でこれを行うかは、国会議員の政治的判断を含む広範な裁量にゆだねられている事柄とみるべきであって、たとえ質疑等によって結果的に個別の国民の権利等が侵害されることになったとしても、直ちに当該国会議員がその職務上の法的義務に違背したとは言えないと解すべきである。」、「国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言があったとしても、これによって当然に国家賠償法一条一項の規定にいう違法な行為があつたものとして国の損害賠償責任が生ずるものではなく、右責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とはかかわりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別な事情があることを必要とすると解するのが相当である。」と判示している。

3 結論

上記判例の規範を前提とすると、本件発言は過激な内容ではあるが、他党の議員からの質問に対する回答であつて職務とは無関係とはいひ難く、Aに付与された権限の趣旨に明らかに背いたとまでいえる特別な事情はないように思え、国に対する賠償請求も認められないと考えるのが素直かと思われる。

勿論、本件発言について上記規範でいう特別な事情を認める見解もあり得るが、いずれにせよ判例の定める要件との関係で十分な論述を行うことがより求められる。

第5 小問（4）

Aによる本件投稿については、私的行為であり（Aは国会議員としての肩書で投稿行為を行つてはいるものの、A自身が開設したチャンネルへの投稿であり、かつ同投稿行為は自身の政治資金獲得の手段でもあるから、通説である外形標準説を前提としても、職務行為関連性を認めるのは難しいと思われる。）、国賠法第1条第1項の「その職務を行うについて」の要件を満たさないと考えられる。

したがつて、国賠請求の前提を欠くため認められないと考えられる。

以上

[テキストを入力]

<参考文献>

芦部信喜『憲法（第四版）』（岩波書店 2007）

長谷部恭男『憲法（新法学ライブラリ）（第4版）』（新世社 2008）

原田一明、君塚正臣ほか『ロースクール憲法総合演習』（法律文化社 2012）

高橋和之ほか『判例百選II（第5版）』（有斐閣 2007）

2026年01月11日答案練習会
憲法（統治）

最優秀答案

回答者：T・Sさん

第1、小問（1）

1、国会議員Aは、本件発言につき、憲法51条（以下、法令名省略）により、Bに損害賠償責任を負わぬいか。

(1)、本件発言は、国会衆議院内閣委員会においてなされたものであり、「議院で行った」といえる。

(2)、51条の趣旨は、国会における議員の職務執行の自由を保障することにある。したがって、免責特権の保障は、「演説、討論又は表決」に限定されず、議員の国会における意見の表明とみられる行為にも及ぶ。

本件では、本件発言のうち「全くの事実無根である」の部分は、Aが不正献金を受け取っている旨の本件報道は真実かという他の議員からの質問に対する回答であり、職務行為である。そして、「デマを流布して金を稼ぐBのような似非ジャーナリストには辟易している。何の根拠もなく私を貶めようとする人間は、某国のスパイか何かであろう。」の部分は、Aの本件報道の記事を書いたBに対する意見の表明といえる。したがって、本件発言は、免責特権の保障の範囲内である。

(3)、「責任」には、民事上の損害賠償責任も含まれる。

2、よって、Aは、51条により、Bに損害賠償責任を負わない。

3、なお、国家賠償法1条は、被害者に対し国が賠償責任を負うことはあっても、公務員個人が直接責任を負うことではない旨を明らかにしている。そして、質疑は国会議員の職務であるから、本件発言は「職務を行うについて」なされたといえる。

したがって、本件発言が免責特権の保障の範囲外であっても、AがBに対して、直接、

コメントの追加 [K11]: 本問ではあまり問題になりませんが、「議院で」を広く解釈する必要がある（地方公聴会なども含むものと解する）タイプの問題もあるので、趣旨を前に持ってきて、その後に1(1)の記述が入った方が良いかと思います。

コメントの追加 [K12]: 責任の中身（免責特権の効果）についてもきちんと書いた方が良いと思います。

損害賠償責任を負うことはない。

第2、小問(2)

1、国会議員 A は、本件投稿につき、51条により、B に対して損害賠償責任を負わなければ。

(1)、本件投稿は、動画投稿サイト「PigPork」内に開設した自身のチャンネルにおいてなされている。したがって、「議院で行つた」とはいえないよう思える。

しかし、委員会は、委員長の許可を得れば外傍聴もされる（国会法52条1項、憲法57条1項参照）し、委員会の記録も公開・頒布される（57条2項）。そうすると、院外で、当該議員以外の者が当該議員の発言を引用される可能性があるが、そのような場合には当然、当該議員は民事上等の責任は負わない。それにも関わらず、国会議員本人が、院外で、議院内の当該発言を引用した場合は、民事上等の責任を負うとするのは不均衡であるし、議員の職務執行の自由を保障するという51条の趣旨を没却するおそれもある。

コメントの追加 [KI3]: 良い指摘です。

したがって、議員が、自身の議院内での発言を、議院外でそのまま引用した場合は、「議院で行つた」といえると解する。

本件では、A は、自分が本件発言をしている映像を投稿している。しかし、その映像の右下隅には、B の写真と、その下に本件発言には含まれない「デマの根源」、「これが壳国奴」という文字が表示されていた。そうすると、本件投稿は、本件発言に前記文字を付加したものであり、そのまま引用したとは言えない。

(2)、したがって、本件投稿は、「議院で行つた」とは言えない。

2、よって、本件投稿は、免責特権の保障の範囲外である。

3、そして、本件投稿は、自身の政治活動の資金を確保するための広告収入を得ること目的とする A 自身のチャンネルに投稿されたものであるから、国会議員の「職務を行うについて」（国家賠償法1条1項）なされたとはいえない。

したがって、Aは、本件投稿がBの名誉を毀損したと認められれば、Bに対して損害賠償責任を負う。

第3、小問（3）

1、本件発言が、国家賠償法上違法となり、国はBに対して損害賠償責任を負うか。

(1)、国家賠償法上の違法とは、個別の国民に対して負担する職務し上の法的義務に違背することを言う。ここで、多数決の原理により統一的な国家意思を形成する行為は、容易に想定し難い例外的な場合でない限り、国家賠償法上の違法の評価は受けない。そして、質疑などは、多数決原理による統一的な国家意思の形成に密接に関連し、これに影響及ぼすものであるから、多方面から質疑などを尽くすことは国会議員の職務ないし責務である。さらに、51条が免責特権を定め、国会における議員の職務執行の自由を保障している。

したがって、どのような質疑などを行うかは国会議員の広範な裁量に委ねられている。そのため、国会議員の質疑などが国家賠償法上違法となるのは、職務とは関わりなく違法又は不当な目的をもって事実を適示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を適示するなど、国会議員がその付与された権限に明らかに背いてこれを行使したものと認められるような特段の事情がある場合である。

コメントの追加 [K14]: OK

本件では、本件発言は、他の議院から本件報道の内容が真実なのかという質問に対する回答としてなされており、Aの質疑という職務と関わりがある。そして、Bが「デマを流布して金を稼ぐ似非ジャーナリスト」、「何の根拠もなく私を貶めようとする人間」、「某国のスパイ」であることが虚偽であるかは明らかではない。そして、たとえ虚偽であるとしても、その後に本件発言と同様の趣旨の動画を投稿していることから少なくともAは本件発言の前記部分が真実であると信じており、虚偽であることを知りながらあえて適示したともいえない。

コメントの追加 [K15]: 良い指摘だと思います。

(2)、したがって、国会議員がその付与された権限に明らかに背いてこれを行使した

ものと認められるような特段の事情は認められず、本件発言は国賠法上違法とはならない。

2、よって、国は B に対して損害賠償責任を負わない。

第4、小問（4）

「その職務を行うについて」（国家賠償法1条1項）なされたかは、客観的にみて外形的に職務行為にあたるか否かにより判断される。

本件では、第2の3で述べた通り、本件投稿は、「職務を行うについて」なされたとはいえない。

したがって、本件投稿により、国は、B に対して損害賠償責任を負わない。

以上

司法試験予備試験答案練習会 2026年01月11日分 得点分布表
憲法・統治

平均点23.21点

分布	人数
0	0
1~5	0
6~10	1
11~15	1
16~20	6
21~25	6
26~30	2
31~35	1
36~40	1
41~45	1
46~50	0

